

徳島県企業局訓令第6号

局 中 一 般

徳島県企業局職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和七年十月一日

徳島県企業局長 勝 間 基 彦

徳島県企業局職員服務規程の一部を改正する訓令

徳島県企業局職員服務規程（昭和四十一年徳島県企業局訓令第2号）の一部を次のように改正する。

第十条第一項に次のただし書を加える。

ただし、同条例第四条第五項の規定により口頭により命ずる場合は、この限りでない。

第十条第三項中「をもつて」を「により」に、「休日及び」を「徳島県企業局企業職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規程第二条第七項及び第六項において読み替えて準用する同条第五項の規定に基づく勤務時間を割り振らない日、同規程第十四条第二項に規定する超勤代休日、休日並びに」に改める。

第十四条第一項中「請求する」を「請求をしようとする」に改める。

第三十二条の見出しを「（運転免許の確認等）」に改め、同条第一項中「原本に限る。」を「運転免許を現に受けていることを証するに足りる書類又は電磁的記録を含む。」に、「免許証の」を「運転免許の」に改め、同条第二項中「運転免許証」を「当該運転免許」に改める。

附 則

1 この訓令は、公布の日から施行する。

2 改正後の徳島県企業局職員服務規程の規定は、令和七年四月一日から適用する。